

令和7年度第2回岩手県発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会」会議録

1 日時 令和8年1月28日(水) 13:00~15:00

2 場所 盛岡合同庁舎 8階 大会議室

3 内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 出席者紹介

(4) 議 事

1 令和7年度いわて特別支援教育推進プラン等施策の取組状況について 【資料No. 1】

2 令和7年度発達障がい者支援に係る取組状況等について 【資料No. 2】

3 市町村における発達障がい児者支援の体制整備状況について【資料No.3-1、資料No.3-2】

4 児童発達支援センターの設置促進及び家族支援の実施状況について【資料No. 4】

(5) その他

(6) 閉 会

4 出席者

(会 長) 佐藤信会長

(構成員) 山本一行 構成員、三浦仁 構成員、北田義徳 構成員、前川岳詩 構成員、成田礎野美 構成員、阿部圭子 構成員、八木淳子 副会長、金濱誠己 構成員、森田友明 構成員、高橋優希 構成員代理、森川一枝 構成員、向井由祈 構成員、亀井淳 構成員、小原幹男 構成員、川村浩悦 構成員、奥村 博志 構成員

(オンライン出席) 長澤裕美子 構成員

(欠 席) 青柳禎久 構成員 竹内義晃 構成員

5 協議の概要

(1) 令和7年度、岩手特別支援教育推進プラン等施策の取り組み状況について

※「資料No. 1」について、事務局より説明

【成田 礎野美構成員】

引継ぎシートについては、特別支援学校及び特別支援学級では既に取組が進んでおりますが、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒については、保護者から診断等に関する相談が学校へ寄せられ、やり取りが行われているにもかかわらず、引継ぎシートが作成されていない事例が見受けられます。また、保護者から作成を依頼しても作成に至らなかったケースもあると聞いております。市町村教育委員会において周知に御尽力いただいていることは承知しておりますが、十分に行き届いていない状況がございます。つきましては、本件について、県から各市町村教育委員会へ改めて周知していただきますようお願いいたします。

【事務局 最上課長】

引継ぎシートの活用については、依然として課題があると認識しております。今後も引き続き、周知及び具体的な活用方法の提示に努めてまいりたいと考えております。

【亀井 淳構成員】

成田さんから指摘のあった引継ぎシートについて、県の療育センターでは小学生の初診時に、学校に作成を依頼しており、主に担任が記載しているものと認識している。丁寧に作成していただいている学校に対しては感謝しています。

活用に当たっては、保護者の願いや声が重要であると考えています。一方で課題として、学校によって記載状況に差があり、本来は担任等の学校職員が作成することが県ホームページのガイドラインに示されているにもかかわらず、保護者がすべて記入していた事例がありました。これは趣旨と異なる運用であると認識しています。先ほど本件には依然として課題があるとの発言があったが、具体的にどのような課題があるのか伺いたいです。

【事務局 最上課長】

引継ぎシートの県内小・中学校等における活用状況については、毎年、市町村教育委員会を通じて学校への調査を実施しています。「活用しているか」という設問に対しては、すべての小・中学校が「活用している」と回答しています。

しかしながら、実際には特別支援学級在籍児童生徒のみを対象としている場合や、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒について作成の有無に差がある可能性があり、すべての児童生徒に対して適切に活用されているかまでは確認できていません。この点は課題の一つと認識しています。

また、医療との連携において、より一層引継ぎシートを活用してほしいと考えており、昨年度から継続して周知を行っています。病院や福祉機関との連携時にも本シートを活用するよう呼び掛けているところであります。療育センターに持参する保護者が増えているのであれば、活用は広がりつつあると考えられます。

一方で、保護者が記入して持参している事例があるとの指摘もあり、実際の運用方法や活用の在り方については、引き続き課題であると認識しています。

【亀井 淳構成員】

岩手県立療育センターの機能も含めて発言します。岩手県発達障害者支援センターでは、資料後段にも記載がありますが、直接支援部のニーズが非常に高く、昨年度の直接相談件数は3,500件程度でした。これを受け、相談支援部では直接支援件数のコントロールを行っており、学校から発達障害者支援センターへ相談する場合は、事前に校内委員会での検討を経ることを条件としております。この運用は本年4月から開始しており、12月までの間に直接支援件数は減少しています。

一方、病院機能として発達障がい診療の外来を担当していますが、小学生については校内委員会の開催状況を受診条件としていません。そのため、学校体制が十分整っていない段階で受診に至るケースも多く、学校や環境の調整により改善が期待される事例が見受けられます。発達障がい診療については全国的に待機解消が課題とされ、国の事業や予算も投入されていますが、まずは「チーム学校」として校内委員会が適切に運用されているかについて、県から小・中学校へ確認していただきたいと考えます。

また、特別支援学校のセンター的機能の活用についても触れます。特別支援学級の担任が学習指導の在り方を医療側に相談することがありますが、医療機関では学校教育の具体的な指導方法までは助言できません。そのため、教育側への相談方法を伝え、特別支援学校のセンター的機能の活用を案内してい

ます。

しかし、学校へ相談した結果、十分に連携につながらなかった、あるいは「今年度は対応が難しい」と言われたという話を保護者から聞くことがあります。これは文部科学省が推進している取組でもあるため、実態について確認していただきたいと考えます。

なお、本発言は主に外来受診の保護者からの情報に基づくものであり、偏りがある可能性があります。その点をご理解いただきたいです。

【事務局 最上課長】

特別支援学校のセンター的機能の活用については、これまで特定の児童生徒に対する個別の配慮や支援に関する相談を中心に、小・中学校への訪問を行ってきました。現在は、個別支援に加え、訪問先の学校における校内組織や校内委員会等の体制が整備・機能しているかについても、助言や相談を行うよう働きかけています。

今後も、個別の配慮や支援にとどまらず、校内組織や校内委員会を含めた特別支援教育の支援体制について、継続して助言等を行っていきたいと考えています。

一方で、センター的機能の活用件数は年々増加しており、特別支援学校だけではすべてに対応しきれない状況があります。そのため、小・中学校においてまず組織的な体制を整備した上で、特別支援学校の支援を活用するという流れや仕組みについて、理解を深めていただく必要があると考えています。今後もこの点を含めて取組を継続していきたいと考えています。

【亀井 淳構成員】

センター的機能に関して、具体的に数値として表すことは可能ですか。どれぐらいの件数センター的機能として動いていて、どのような内容なのか。数字で出していただかないと曖昧なことでは私たちがわからないので、できればお願いします。

【事務局 最上課長】

資料の5ページにまずエリアコーディネーターというものが、各教育事務所に配置されております。これも特別支援学校の教員が教育事務所に勤務場所を変えて、各教育事務所管内を回っております。その延べ件数が、今年度12月現在のところで573件というような形になっております。

一方、支援学校のセンター的機能、支援学校の組織の中に、外部支援を担当する複数名の教員で構成する分掌があります。その分掌の教諭が小中学校等を訪問し対応していますが、今年度の12月現在で、訪問や、電話相談、或いは小中学校の人たちが支援学校に来るという来所相談など、全部含めて、1719件対応しています。延べの件数ですが、そのような状況になっております。

【亀井 淳構成員】

センター的機能の活用が1719件。今年度の4月から12月までですね。

【阿部 圭子構成員】

教育環境の整備・充実について、特別支援学級の設置や教室環境の充実を図っていただいております。大変ありがたく感じております。ありがとうございます。

その上で、学区の取扱いについてお話しいたします。各市町村の状況を十分に把握しているわけではございませんが、特定の市町村において「越境は一切認められない」とされ、保護者の方が困って相談に来られるケースがございます。毎年というわけではありませんが、学区が異なることを理由に、学校見学すら認められない状況があると伺っております。

発達特性のあるお子さんの中には、大人数の環境ではうまく適応できないものの、少人数の学校であれば、刺激の少なさや感覚面への配慮などの理由から、より安定して学校生活を送ることができる可能性のある方もいらっしゃると思います。

すべてのお子さんを受け入れるということではなく、一定の条件を設けたうえでの検討があってもよいのではないかと思います。例えば、医療機関を受診している場合には主治医の意見を確認する、関わっている支援者から聞き取りを行うなど、個々の状況に応じた丁寧な対応のもとで検討していただければ、そのようなお子さんや保護者にとって大きな支えになるのではないのでしょうか。

また、送迎面での課題もあるかと存じますが、保護者が送迎体制を確保することを条件とするなど、一定の条件付きであっても柔軟にご検討いただけますと大変ありがたく存じます。

以上です。

【事務局 沼田主任指導主事】

今、委員からお話がありましたように、各市町村におきましては、越境を認めるルールがそれぞれに設定されております。

例えば、部活動について、より高いレベルを求めて他校へ通うことを一定程度認めている地域もあれば、そのような対応は認めていない地域もあるなど、対応はさまざまでございます。

それぞれに定められたルールはございますが、今お話しいただきましたように、子どもたちの特性等に応じて、その可能性を検討していくことは、子どもたち一人一人を丁寧に見ていくことにつながるものと考えております。

そのため、こうした視点につきましては、各教育委員会の指導主事等が参集する研修会や会議の場においてお伝えしていくことができるものと考えております。

ご意見をいただき、ありがとうございました。

※「資料 No. 2」について、事務局より説明

【成田 礎野美構成員】

岩手県ひきこもり支援センターの支援についても記載されておりますが、ひきこもりと発達障がいとは重なる部分が非常に多いものと認識しております。

現在の支援体制を拝見いたしますと、高校までの支援や、その後の就労に向けた支援については示されておりますが、高校を卒業してすぐに就労できる状態にない場合の支援については、十分に位置付けられていないように感じております。

一般の生徒であっても、大学等への進学により、いわゆるモラトリアムの期間がございますが、進学という選択肢がない場合には、高校卒業後すぐに就労を求められる状況になります。それは当事者にとって大変厳しいことであると感じております。

また、就労移行支援につきましても、利用期間が原則2年と定められており、人生全体から見れば限られた期間でございます。高校卒業後に安心して過ごせる居場所がなくなってしまう方が多くいらっしゃるのが現状です。

ひきこもり支援センターでは、地域活動支援センターという福祉サービスをご案内いただけるとのことですが、これはいわゆる居場所事業としての役割を果たしているものと承知しております。

不登校の状態からひきこもりに至ったお子さんや、高校は何とか卒業したものの、その後の進路に不安を抱えているお子さんが、こうした支援を利用できるという案内が十分に示されていないように思われます。

つきましては、こうした支援につきましても明確に位置付けていただき、対象となる方々に周知していただけるようご検討いただきたいと存じます。

取り組み内容といたしまして、ひきこもり支援センターの活動についても、ぜひ記載していただきたいと存じます。

次に、4ページのターゲットメンター及びペアレントトレーニングについてでございます。

ペアレントメンターにつきましては、私どもJDD ネット岩手が養成講座を実施しております。今年度は、盛岡圏域以外におきましても地域で活動される方が増えており、例えば八幡平市や奥州市などにおいても、メンターの活動が行われるようになってまいりました。

しかしながら、実際に活動が行われているにもかかわらず、市町村においてはメンターの有無が十分に把握されていない状況が見受けられます。アンケート結果においても「メンター0」と記載されている例がございますが、実際には活動が行われております。

つきましては、JDD ネット岩手と県が連携し、各市町村に対してメンターの活動状況等の情報を共有していただく方向でご検討いただきたいと存じます。

また、アレントが受託しておりますペアレントトレーニングの研修につきましても、研修実施後に各地域で実際にペアレントトレーニングが開催されているかどうかを、アレントにおいて把握しておられます。

こちらにつきましても、その情報を市町村へ共有していただくことで、市町村が実践を行っている団体等へ委託したり、研修を依頼したりすることが可能になるものと考えます。

このように、実践状況や人材情報を市町村と共有し、地域での活用につなげていく仕組みづくりを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

【事務局 石田主任】

ひきこもり支援センターの取組につきましては、大変意義のあるものであると認識しておりますし、現在困難を抱えておられる方々にとっても重要な支援であると考えております。

本県の取組をしっかりと記載することに加え、先ほどご指摘いただきました、いわゆるモラトリアム期間が十分に確保されず、困難を抱えておられる方々、実際に自立に至らず悩んでおられる方々への支援の在り方や方向性につきましても、今後の会議の中で資料として記載できるよう検討してまいりたい

と存じます。

また、家族支援体制におけるペアレントメンター及びペアレントトレーニングにつきましても、ご意見を頂戴いたしました。

事業の実施に当たり、日頃より御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。現在、県の委託事業として活動していただいておりますが、ご指摘のとおり、保護者の皆様が身近な地域、すなわち各市町村におけるさまざまな活動の場において研修を受けることができる体制づくりは、大変重要であると考えております。

また、その場を通じて保護者同士のネットワークが形成され、相互に支え合いながら情報共有や意見交換ができるよう広がっていくことも、必要な視点であると認識しております。

県といたしましても、現在、市町村が主体的に取組を進められるよう働きかけを行っているところでございますが、最終的には市町村が主体となって実施できる体制を整えることを目標に、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【長澤 裕美子構成員】

先ほど事務局から回答がございました、ひきこもり支援センターの件につきましてです。

精神保健福祉センターの中に、県のひきこもり支援センターが設置されているという点を踏まえながら、先ほどのご意見と回答を伺っておりました。

現在、県のひきこもり支援センターでは、対象となる方を広く想定して支援を行っているところですが、ご指摘のとおり、現状では主に中心となっている方々が、年齢層や背景の面で、悩みを抱える若年層とはやや異なる層になっている可能性もあるのではないかと感じながら拝聴しておりました。

相談を希望されている方が多くいらっしゃるということを踏まえ、ひきこもり支援につきましては、相談現場の立場からも十分に留意しながら対応していくことが重要であると考えております。

また、この支援センターは県が設置しているものでございますが、現在、市町村においても主体的に相談対応ができる仕組みづくりが進みつつある状況であると承知しております。これから本格的に相談体制を整えようとしている市町村もあると伺っております。

こうした準備期間も含めながら、さまざまな背景を抱える方々に対し、幅広く相談対応ができる体制へと発展していくことが望ましいと感じております。

※「資料 No. 3」について、事務局より説明

【亀井 淳構成員】

ペアレントプログラムは、育児不安や孤立を抱える保護者に対する単なるグループ支援プログラムではございません。障がいの有無にかかわらず、育児に対する基本的な考え方を学ぶために体系的に構成されたプログラムでございます。

現在、「ペアレントプログラム」という名称を用いた取組が各地で実施されており、例えば盛岡市でも同様の名称が使われておりますが、国が推奨しているペアレントプログラムは、辻井先生が開発・実践されているプログラムでございます。

そのデータによりますと、令和5年時点において、岩手県内で国推奨のペアレントプログラムのファシリテーター研修を修了した実施者は1名のみでございました。このことを踏まえ、アンケート調査における設問の在り方にも課題があるのではないかと感じております。ペアレントプログラムとペアレントトレーニングの違いが十分に理解されないまま回答されている可能性もあるのではないかと考えられます。

国が推奨しているペアレントプログラムとはどのような内容で、どのような意義があるのかを明確に示した上で、アンケートを実施していただきたいと存じます。

次に、岩手県療育センターの取組についてでございます。

私は令和6年4月に委嘱を受けましたが、その時点で、相談支援部において、岩手県ではペアレントプログラムが十分に普及していないとの県外からの指摘があることを、JDD ネットいわて代表の方から伺いました。そこで、県からの指示によるものではなく、当センター独自の事業として開始することといたしました。

相談支援部ではすぐに賛同いただき、令和6年度は実践可能な人材を養成するため、職員2名を青森県および宮城県へそれぞれ派遣し、研修を受講させました。また、県内各市町村へ普及するための研修も併せて実施いたしました。

令和7年度は、市町村会において手挙げ方式で募集を行い、保育士や保健師など、特別な資格がなくとも指導者となり得る方々に対して研修を開始しております。すでに盛岡市および花巻市の保健師の方々が複数名、指導者として参加して下さっております。今後、予算の状況にもよりますが、両市においてペアレントプログラムの実践が可能となる見込みでございます。

令和8年度につきましても、各市町村へ支援者養成のご案内をしておりますが、予算措置が必要であることもあり、現時点では2町のみの手挙げにとどまっております。その背景には、5歳児健診への対応で多忙であるとの事情も伺っております。

しかしながら、5歳児健診後の受け皿を考えた場合にも、各地域でペアレントプログラムを実施し、裾野を広げていくことは大変重要であると考えております。そのため、本欄におきましては、当センターの取組も含めて説明させていただきました。

なお、ペアレントプログラムはあくまで育児支援の一つであり、ペアレントトレーニングの土台となる位置付けのものをご理解いただきたいと存じます。キーワードは「行動を見る力を育てること」でございます。子どものよりよい行動に気づき、捉えることができるかどうか、そのために保護者自身が自分のよい行動にも目を向けられるかどうかを大切にしております。これを全6回のセッションで体系的に学ぶプログラムでございます。

一方、ペアレントトレーニングは、障がいの診断がある、あるいは特性が明らかなお子さんに対して、保護者へのトレーニングを通じて最終的に子どもの行動変容を目指すものであり、治療的側面を持つ支援です。

このように、両者は目的や位置付けが大きく異なりますので、その違いについて誤解のないようご理解いただければと存じます。

【八木 淳子構成員】

亀井先生が触れられたペアレントプログラムの件についてお話しいたします。資料の3の「実施状

況」についてですが、本来であれば上から順に実施しているところが多く、現状としてはペアレントトレーニングが最も少ないという状況でございます。

しかしながら、ある意味で理想的な形を申し上げますと、本当に支援を必要としている方に対して専門的な支援が届く体制が望ましいと考えております。極端に申し上げれば医療もその一つではありますが、すべてを医療に委ねるのではなく、困っている方々が支えられるためには、メンターが機能し、ペアレントプログラムが機能し、ペアレントトレーニングが機能し、その上で医療も適切に関わるという、いわば二本立てでの支援体制が継続的に整備されていくことが重要であると考えております。

ペアレントトレーニングについては、導入が早かったこともあり、先行して広がっている側面があると思われませんが、亀井先生がおっしゃっている点は非常に重要であると感じております。私どもも、岩手子どもケアセンターが設立された当初、すでにペアレントプログラムに取り組んでおりました。辻井先生からも、これまで医療が中心となってきた支援について、今後は行政や市町村が主体的に取り組んでいくべきであるとのお話が当初からございました。

そのような経緯の中で、私どものセンターでも2名が資格を取得し、研究的な視点も含めながら実践を重ね、その意義や有効性を実感してまいりました。本当に大切な取組であると考えておりますので、県や市町村においても、その重要性をさらに広く周知していただければと存じます。

専門性の高さのみを追求するのではなく、より多くの方がアクセスでき、より多くの方が支えられる仕組みづくりが求められております。いわば裾野の広い支援体制を構築していくことが、今後ますます重要になるのではないかと考えております。

【事務局 石田 主査】

多くの方にペアレントプログラムのエッセンスや考え方、すなわち「良い行動に着目する」という視점에触れていただくことが重要であると考えております。保護者の方々がそのような視点を学び、ご家庭の中での声かけや、適切なタイミングでの称賛、あるいは「こういう行動をしてほしい」という具体的に分かりやすい伝え方が浸透していくことが大切でございます。

そのような実践の裾野が広がっていくことこそが、地域における支援、ひいては子育ての土台を形づくっていくものではないかと考えております。

ご意見をいただきましたとおり、県としてもこうした考え方について積極的に発信に取り組んでまいりたいと存じます。また、市町村においても実施や設置の広がりが図られるよう、県として働きかけを進めてまいります。

【事務局 佐々木総括課長】

亀井先生からは、本調査について、回答者が設問の趣旨を十分に理解した上で回答しているのかという点についてもご指摘をいただきました。

また、それぞれのメンターの取組やプログラムについては名称が同じであっても、その内容や対応方法が必ずしも同一ではなく、実態として差異があるという点も課題として挙げられるところでございます。

こうした点につきましても、県として必要な整理を行い、市町村とともに内容や趣旨を丁寧に周知しながら、裾野を広げていく取組を進めてまいりたいと存じます。その際には、療育センターの皆様や関

係機関の方々、そして JDD ネット の皆様とも連携を図りながら、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

【前川 岳詩構成員】

調査の評価とその活用方法について、お尋ねしたいと存じます。

例えば、「発達障がい児者への家族の相談窓口」については、48%が設置している一方で、52%は設置していないという回答結果が示されております。数値として事実は明らかになっておりますが、この「半数以下の設置率」という結果をどのように評価し、どのように受け止めておられるのかをお伺いしたいと考えております。

また、この調査結果が、今後各市町村に対して啓発資料等としてどのようにフィードバックされていくのか、その具体的な方向性についてもお聞かせいただければと存じます。

これまでもさまざまなご意見があったところであり、紙媒体での周知も含め、本調査の動向をどのように整理されているのか、県として、あるいは本会として、どの点を評価し、その評価をどのように次の取組へとつなげていくのかが重要であると感じております。

調査結果を単なる数値としてとどめるのではなく、今後の施策や支援体制の充実にどのように反映していくのか、そのお考えをお示しいただければ幸いです。

【事務局 石田主査】

国の調査に基づき、このような結果となったところでございますが、重要なのは、導入できていない、あるいは実施していない市町村において何が課題となっているのかを整理し、検証に向けた支援を行っていくことではないかと考えております。

県におきましては、令和7年12月に市町村担当者会議を開催し、こうした取組も含め、市町村における支援体制の整備や、地域のセンター機能の充実について、取組を進めていただきたい旨を発信しているところでございます。

現状としては、まだ十分とは言えない推進状況ではございますが、本審議会において取りまとめた「障がい者が身近な地域で支援を受けられる体制の整備に関する提言」と、本調査の結果を踏まえ、各市町村への働きかけを一層強化するとともに、県としても導入が進むよう必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

【事務局 佐々木総括課長】

資料3-2のグラフにございます発達障がい者支援に係る窓口の設置状況についてでございますが、今年度は16か所の設置となっております。一方で、昨年度は17か所であり、結果として1か所減少している状況でございます。

発達障がい児者に対して、身近な地域できめ細やかに対応していくという方針が示されている中で、窓口数が減少しているという状況は、本来あってはならないことであると受け止めております。その要因については、県としても十分に検証し、結果をしっかりと分析していく必要があると考えております。

裏を返せば、各市町村において体制が十分に確立されていない状況があるのではないかと認識して

おります。

発達障がい者支援については、先ほど担当の石田からも申し上げましたとおり、「身近な地域で支える」ことが重要でございます。昨年度、本協議会において、「障がい者が身近な地域で支援を受けられる体制の整備」に関する提言を取りまとめたいただきました。そこでは、市町村を中心として、身近な地域に相談窓口を設置し、各種支援についてまずは初期的な対応を行い、その上で必要に応じて療育センターや医療機関などの専門機関へつなぐ体制を整備していくことの重要性が示されたところでございます。

この提言につきましては、先ほど申し上げましたとおり、12月に開催いたしました市町村担当課を対象とした会議においても、改めて時間を設けて内容を説明し、周知・浸透を図ったところでございます。

今後につきましては、引き続き毎年度、実施状況を丁寧に把握しながら、「身近な地域での支援体制整備」が着実に進むよう、県として経過を適切にフィードバックしてまいります。そして、毎年の状況を確認しつつ、確実に体制整備が前進するよう取り組んでまいりたいと考えております。

【森田 友明構成員】

発達障がい者に関する相談窓口についてお伺いいたします。まず、どの市町村にも障がい福祉担当部署があり、窓口自体は設置されているものと理解しております。例えば、医療機関において発達障がいの疑いがある場合、意見書を作成し、当事者がそれを持参して市町村の障がい福祉担当窓口にご相談に行くという流れは、通常行われているのではないかと考えております。

33市町村いずれにおいても、実質的には相談自体は受け入れているのではないかという認識を持っております。相談窓口というものは、もともと行政機関として自主的に設置されているものであり、それに加えて、例えば広報誌への掲載や、庁舎内で「相談窓口」と明示するなど、対外的に分かりやすく示しているかどうか、という違いなのではないかとも感じております。実態としては、どの市町村でも何らかの形で対応は行われているのではないかと思われますが、その点についてはいかがでしょうか。

また、今回の調査における「窓口の設置」とは、どのような状態をもって設置とみなしているのか、その定義や基準についてご教示いただければ幸いです。意味合いがやや分かりにくい部分もございまして、その点を明確にしていただけるとありがたく存じます。

【事務局 石田主査】

各市町村においては障がい福祉課等の担当部署が設置されており、各種の相談に対応する窓口は基本的に整備されているものと認識しております。あわせて、発達障害者支援法においては、県と市町村の役割が整理されており、市町村は身近な地域における相談支援を担い、県はより専門的な助言・指導等を行うこととされております。

そのような中で、国の調査における「窓口を設置しているか」という設問の趣旨や定義そのものについては、やや分かりにくい面があるのではないかとご指摘ももつともであると受け止めております。県といたしましては、全市町村において何らかの形で相談対応は行っているものと認識しております。

今後につきましては、今回いただいたご意見も踏まえ、調査項目の在り方や定義の明確化について、

国とも共有し、今後の調査の改善に生かしていくことを検討してまいりたいと考えております。

また、実態としては、市町村内において、障がい福祉部局が担当するのか、子ども部局が担当するのか、あるいは保健部局が担当するのかといった所管の整理が必ずしも明確でない場合も見受けられます。相談があれば対応はしているものの、「発達障がい児・者の相談窓口はここである」と明確に位置付けられていないケースがあることが、今回の結果の背景にあるのではないかと認識しております。

その点も含め、今後の体制整備の在り方について検討してまいりたいと存じます。

【成田 礎野美構成員】

支援ファイルに関する情報提供をさせていただきます。

今年度、岩手大学の佐々木全先生と、盛岡市障がい福祉課が連携し、支援ファイルに関するワークショップを開催しております。

本ワークショップでは、「支援ファイルをどのように活用すればよいのか」「何に役立つのか」といった点について、福祉サービスの利用や年金申請の場面など具体的な事例を交えながら検討を行っております。参加者は保護者のみならず、支援者も加わり、課題の共有や具体的な活用方法について活発な意見交換がなされております。その中で、「やはり支援ファイルは必要である」との声が多く聞かれているところでございます。

つきましては、ぜひ佐々木先生にご連絡いただき、これらの取組内容について情報共有を図っていただければと存じます。支援ファイルの良さがより伝わるとともに、「作成や管理が面倒ではないか」といった懸念の解消にもつながるのではないかと考えております。実際に、「情報を一か所にまとめておくことで、後々の手続きや相談が非常に円滑になる」との意見も多く出されております。

支援ファイルは、福祉サービスの利用時のみならず、医療機関の受診や学校との連携など、さまざまな場面で活用できるものでございます。

なお、ワークショップは今後あと2回開催予定とのことですので、可能でございましたらぜひご参加いただき、今後の施策や取組に生かしていただければ幸いに存じます。

【小原 幹男構成員】

盛岡市の支援ファイル「てとて」につきましては、なかなか活用が進んでいないという課題がございます。特に、まず存在自体が十分に認知されていないという点が大きな問題として挙げられておりました。

本会議の中でも、金浜先生から「その存在を知らなかった」とのお話が以前あったところでございます。有用性については、内容をご理解いただければ非常に有効であるとの評価をいただいておりますが、そもそもファイルがあること自体が十分に周知されていないという現状がございます。

そのため、どのように周知を図り、活用を広げていくかが大きな課題となっており、現在、岩手大学の先生方とともに研究を進めているところでございます。

今後は、皆様とも情報を共有しながら取組を進めてまいりたいと考えております。特に、医療機関の先生方にご理解・ご共有いただくことが、普及の大きな鍵になると認識しております。医療との連携が図られてこそ、より広く活用されるものと考えております。

【山本 一行構成員】

今お話を伺いながら、私自身も十分に内容を把握できていない部分があると感じておりました。ご指摘を踏まえ、今後改めて勉強させていただき、どのような取組が可能か検討してまいりたいと存じます。

一方で、学校現場におきましては、先ほど話題に上がりました個別の支援シート等も活用しておりますので、その内容との棲み分けを整理していく必要があると考えております。整理をせずに新たなシート等が増えていきますと、かえって使いにくくなったり、教員が十分に活用方法を理解できないまま形骸化してしまったりすることも懸念されます。

そのため、それぞれの役割や目的を明確にしながら、現場で無理なく活用できる形となるよう、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

【成田 礎野美構成員】

教育関係では、盛岡市教育委員会の指導主事が参加し、実際に教育現場でどのように活用すれば役立つという視点からは、発表されました。それらの情報も共有いただくことで、教育現場でも具体的な活用方法への理解が進むと考えます。周知のほど、よろしく願いいたします。

【森田 友明構成員】

児童発達支援センターについて、質問させていただきます。現在、県内には4か所設置されており、市町村単位、あるいは圏域ごとに少なくとも1か所以上の設置を目指しているという理解でよろしいでしょうか。

これまでの状況を見ましても、近年新たに設置された例はあるものの、なかなかセンター化が進んでいないという印象を持っております。そこで、その要因はどこにあるのかについてお伺いしたいと存じます。

一つは、市町村が指定・認可を行う立場にある中で、児童発達支援センターを設置することによる市町村側のメリットがどの程度あるのか、という点でございます。

もう一つは、事業者側の視点でございます。既存の事業所が「児童発達支援センターとして運営したい」と考えた場合、設置要件として建物の整備等が必要になるかと思いますが、その際の施設整備に対する補助や助成制度がどの程度整っているのかという点でございます。もし財政的な支援が十分でないとなれば、それがセンター化の進まない一因となっている可能性もあるのではないかと考えております。

【事務局 石田主査】

建物の整備についてでございます。新設や改修により一定規模の施設を整備する場合には、国および県において、実施主体となる法人等に対する施設整備費の補助制度がございます。そのため、新たに建物を設置する際には、こうした補助制度の活用について、市町村に対しても周知・活用の促進を図っているところでございます。

次に、設置に係る市町村や法人側のメリットについてでございますが、ご指摘のとおり、設置に当た

っては市町村や運営法人の負担が大きいという点は、課題として伺っております。

通常、各種支援を実施した場合には障がい福祉サービスの給付費（報酬）が支払われる仕組みがございましたが、その水準が十分でない、あるいは運営面での負担が大きいといった声もございました。また、設置に当たっては、相談室や協議スペースの確保、嘱託医の配置など、福祉施設としての各種要件を満たす必要があり、これらが設置を難しくしている要因の一つであると認識しております。

今後の方向性としてしましては、単独市町村での設置に限らず、圏域単位での設置を進めていくことが重要であると考えております。地域によっては人口が集中している地域もあれば、過疎化が進んでいる地域もございますので、圏域内で連携しながら、地域全体の子どもたちを支える体制を整備していくことが、岩手県における一つのモデルになるのではないかと考えております。この点につきましても、引き続き市町村と協議を重ねていく必要があると認識しております。

なお、次年度の再編に向けて、設置を検討・準備している自治体もございますので、そうした動きに対して、引き続き情報発信と協議を行いながら、設置に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

【向井 由祈構成員】

設置に当たっては、設備要件や専門職の配置など、さまざまな基準を満たす必要がございます。特に人的配置の面では大きなハードルがあると感じております。面的整備という方向性は理解しておりますが、中山間地域といった地域特性を踏まえますと、そもそもの対象児童数が少なく、事業所数も限られている中で、各事業者におけるマンパワー自体が不足しているという現実がございます。

このような状況において、どのようにして要件をクリアし、実現に結びつけていくのか、大変難しい課題であると感じております。本事業は本当に必要な取組であると考えておりますし、私どもは県北で唯一の障がい者入所施設として、機能的にも一定の役割を期待されている立場にあると認識しております。

しかしながら、現行制度においては加算・減算の仕組みが繰り返される中で、減算とならないよう、また可能な限り加算を取得できるよう人員配置を工夫しているものの、中山間地域ではそもそも人材の確保が難しく、さらに専門職となると一層厳しい状況でございます。

目の前の子どもたち一人一人のことを考えますと、何とか支えていきたいという強い思いがございます。児童発達支援センターは、単なる相談窓口機能にとどまらず、実際の支援や活動の拠点となる重要な役割を担うものであり、その意義は非常に大きいと感じております。

しかしながら、現実としては自ら手を挙げて設置に踏み出すことが難しいという葛藤もございます。特にマンパワーの確保という点について、どのような方策が考えられるのか、何か具体的な対応策がございましたら、ご教示いただければ幸いに存じます。

【事務局 石田主査】

福祉分野に限らず、医療機関をはじめとするさまざまな分野において、人材不足は共通の課題であり、限られた人材の中でどのように対応していくかは大きなテーマであると認識しております。

ご指摘のとおり、中山間地域において新たに事業所や施設を整備することは理想ではございますが、現実的には容易ではありません。そのような中で、例えば居宅訪問型児童発達支援をチームとして実施す

る体制や、保育所等訪問支援のように支援者が出向いてサービスを提供する機能を組み合わせるなど、地域の実情に応じた形で対応していくことが一つの方向性であると考えております。

しかしながら、やはり人材確保の問題は大きく、処遇や報酬の在り方、人材育成に要する時間的・財政的負担、さらには制度上の要件など、さまざまな要素が複合的に影響しているものと受け止めております。制度設計上の課題と地域の実情とが重なり合っている状況であると認識しております。

この場で直ちに明確な解決策をお示しすることは難しいところではございますが、制度の活用の可能性や、県内の先行事例においてどのような工夫がなされているのかといった視点も踏まえながら、皆様のご意見を伺い、個別に協議を進めてまいりたいと考えております。

特に、自立支援協議会は、関係機関が一堂に会する場であり、医療機関の皆様にもご参画いただくことで、地域内のネットワークを構築する重要な機会となります。こうした協議の場を有効に活用することも、体制整備を進める上で一つの鍵になるのではないかと考えております。

【向井 由祈構成員】

厚生労働省からも示されている、中山間地域における運用の柔軟化みたいなものが、一部の制度については、検討されているっていうことで聞いてました。

それこそ本当に子どもの少子化っていうことを考えると、より過疎地域ですとか、中山間地域になりますと、さらにその柔軟な運用が求められると思いますので、ぜひその辺も県として、支えていただけるように、よろしく願いいたします。

【亀井 淳構成員】

先ほどご説明がありましたとおり、県内には4か所の児童発達支援センターがあり、そのうち「つくしんぼ」と呼ばれている施設は、以前は医療型の児童発達支援センターとして運営しておりました。令和6年度からは、医療型・福祉型の区別を設けず、また障がい種別による区分も行わずに、児童発達支援センターとして受け入れを行う体制へと移行するべく、現在取り組んでいるところでございます。

先ほど少子化のお話もございましたが、幼児数の減少につきましては、今年度当初に顕著に表れました。当施設は定員20名でございますが、昨年度末時点での利用者は11名にとどまっておりました。就学前のお子さんを対象としておりますので、小学校へ進学されたお子さんが6名おり、その結果、今年度当初は5名からのスタートとなりました。

そのような状況の中、盛岡市広域医療的ケア児支援協議会の構成員である猿舘様より、以前「つくしんぼ」において親子教室を実施してはどうかとのご提案をいただきました。親子通園事業につきましては、ひまわり学園で従来より「わらしっこ教室」という名称で実施されておりましたので、それを参考にさせていただくことといたしました。

まず、「つくしんぼ」の職員がひまわり学園へ連絡を取り、見学をさせていただきました。また、イーハトーブにも見学に伺い、その取り組みを学ばせていただきました。その上で、親子支援事業として新たに教室を立ち上げ、現在実施しているところでございます。

その結果、現在は11名の方にご利用いただいております。年長児が2名在籍しておりますので、来年度当初は9名となる見込みですが、新たな入所希望もいただいております。親子通園事業を開始して以降、1歳児・2歳児のお子さんの利用が増えており、今後継続してご利用いただく中で、将来的には

定員 20 名に達することを期待しているところでございます。

矢巾町でさえ先ほど申し上げたような状況でございますので、実際に奥中山や二戸地区などにおいては、定員を満たさない可能性がある中で事業を運営していくことになります。その場合、安定的な運営のためには、県による相応のサポートが必要ではないかと感じております。

また、これに関連して施設整備、いわゆる箱物整備について申し上げます。

本年 1 月の日本経済新聞に小さな記事が掲載されておりました。複合型の「学び舎」に関する内容でございます。本日の資料 1 の 8 ページにも「地域に目指す特別支援学校分教室の運用」との記載がございますが、例えば、建て替えられた千厩小学校には、一関清明支援学校の分教室が設置されております。

お時間がございましたら、ぜひご見学いただきたいのですが、分教室の学級が 2 クラスあり、その隣には千厩小学校の通常学級 2 年生の教室が配置されております。行間休みには、小学校の児童が支援学校の児童と自然に交流しております。分教室には医療的ケア児も在籍しておりますが、体育館での活動や運動会なども一緒に行われております。校歌はそれぞれ別ではございますが、通常学級の児童が支援学校の校歌を歌う場面も見られるなど、非常に良い交流が実現されております。

また、同じく日本経済新聞の記事では、十日町小学校（新潟県十日町市）の事例も紹介されておりました。2013 年から始まった取り組みと記憶しておりますが、支援学校、市立小学校、そして市の発達支援センターという 3 つの施設が一体となった複合施設として運営されております。

この記事を押見し、岩手県においても児童発達支援センターの設置数が限られており、今後新たに整備を進めるのであれば、こうした複合型校舎の中に児童発達支援センターを組み込む形も有効ではないかと感じました。調理室などの設備も共有できる可能性があり、効率的かつ効果的な運営につながるのではないかと考えております。

なお、新潟県十日町市では「ぜひ計画の参考にしてほしい」との趣旨がホームページ上にも記載されております。今後の検討にあたり、こうした先進事例も参考にしていただければ幸いです。

【八木 淳子構成員】

今の亀井先生のお話を伺い、県にはぜひ頑張ってくださいと感じました。私自身、ちょうど先週、大阪府豊中市の児童発達支援センターを視察してまいりました。率直に申し上げて、なぜこのような整備が可能であったのかをお尋ねしたところ、施設整備、いわゆる箱物については、もともと高齢者施設として使用されていた建物を改修し、活用したとのことでした。

つまり、市が主導して、既存施設の有効活用を検討し、どの施設がどの地域で活用可能かを丁寧に整理したうえで、運営体制や人員配置も含めて総合的に設計した結果、実現に至ったとのことでした。もちろん都市部と本県とを単純に比較することはできませんが、発想や進め方そのものは大いに参考になるのではないかと感じました。

特に岩手県のように中山間地域を多く抱え、子どもの数も限られている地域においては、個々の事業者の努力や志だけで実現することは、現実的には非常に難しいと思います。だからこそ、市や県が主導し、既存資源の活用も含めた全体的な構想を描いていくことが不可欠ではないでしょうか。

児童発達支援センターは、今後ますます重要な役割を担う拠点になると考えております。ぜひ「岩手版」のモデルを、県主導で構築していただきますよう、強くお願い申し上げます。

【佐藤 信会長】

必要性を「つくり出す」という視点も大切なのではないかと感じております。

つまり、制度や仕組みをこちらから一方的に示すのではなく、各市町村において現状を自己点検していただき、課題を実感していただくことが重要ではないかと考えております。いわゆる中核となる市町村から取り組みをスタートし、そこから広げていくという方法も一つの考え方ではないでしょうか。

また、個別の支援体制の整備や周知の在り方につきましても、各学校段階における支援体制を活用しながら、計画の作成や制度の活用につなげていくことができるのではないかと考えております。決して学校に負担をお願いするという趣旨ではございませんが、例えばPTAの研修会において、特別支援学級に在籍するお子さんの保護者の方々を対象に研修を行うなど、工夫の余地はあるのではないかと思います。

本日は福祉と教育、それぞれのお立場の皆様にお集まりいただいておりますので、相互の力を生かしながら連携し、課題解決に向けて取り組んでいくことが重要であると感じております。その意味でも、本日の会議は大変意義のある場であると考えております。